

第14回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第14回定例会 平成30年5月31日

開会 13時30分 閉会 14時20分

出席委員
(23名)

会長 小林茂徳
1 山崎正勝
2 白倉令子
3 小川高史
5 小山睦夫
6 片十郎
7 成山喜枝
8 齊藤敏彦
10 柳澤多久夫
11 荒木稔幸
12 渡邊幹夫

会長代理 依田繁二
13 小山肇治
14 依田隆喜
15 小林健治
16 青木二巳
17 小林勝元
18 清水洋
推進 花岡幹夫
推進 荻原薫
推進 佐藤富士夫
推進 竹内芳男
推進 渡邊重昭

議事録署名委員

13 小山肇治

14 依田隆喜

出席職員
(4名)

農業委員会事務局

事務局次長 織田 秀雄
事務局 滝澤 友一郎
事務局 笠井 昌鷹
事務局 田中 章子

議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第14回定例総会を開催します。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。明日から6月です。クールビズもこれから本格的になると思っていたら、今日は涼しい一日になりました。こういう天候ですので、農作業もお休みいただいて、じっくりと審議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、13番の小山肇治委員と14番の依田隆喜委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は3件です。

初めに番号1です。地図の1ページをご覧ください。申請地は〇〇です。〇〇の西側で、〇〇の南側です。譲受人は最近利用権設定で農地を借り、加減面積を満たした方です。住まいは申請地の隣です。申請地は以前に譲受人が借りて耕作をしていましたが、この度正式に所有権を移転する事になりました。ジャガイモやモロコシなどを栽培する予定です。申請地は譲受人の自宅に近いので耕作し易く、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。地図の2ページをご覧ください。〇〇です。〇〇と〇〇の境界付近です。柵津街道から、〇〇に行く道路沿いの畑です。譲受人は〇〇の方で、譲渡人は〇〇の方です。譲受人はクルミの栽培をされており、経営規模を拡大したいとの事です。譲受人は申請地の近くに自宅があり、問題ないと判断しました。

最後に番号3です。地図の3ページをご覧ください。〇〇です。地区は〇〇です。〇〇の5差路から〇〇に向かう市道沿いの畑です。譲渡人は〇〇に住んでいて、耕作管理が出来ていない状況です。譲受人は隣の畑も耕作しており、自宅からも近いので、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。只今1号議案として、3件の申請がありました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、依田代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは説明します。地図の1ページをご覧ください。場所は〇〇の県道丸子北御牧東部線を、〇〇から〇〇に上って、〇〇と〇〇の間に譲受人の自宅と、隣接して申請地があります。譲渡人は現在、水田と原木シイタケ、カボチャ等を栽培しています。申請地は長野県農業開発公社が元の地権者から購入し、譲渡人へ平成〇〇年〇〇月に売却した土地です。しかし

譲渡人の耕作面積が大きくなり、一人では耕作が難しくなってきました。そこに譲受人から譲り受けたいとの話がありました。譲受人はそこでジャガイモやモロコシや野沢菜を栽培する予定です。下限面積も満たしており、譲受人の兄と共同で耕作するとの事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件について、佐藤委員より説明をお願いします。

佐藤委員

それでは地図の2ページをご覧ください。地図の中央にある横道が沓津線です。〇〇と〇〇の境界に申請地があります。譲渡人の〇〇さんは耕作に手が回らない状態でした。そこにクルミ栽培をしている〇〇さんが、もう少しクルミを増やしたいという事で、譲り受ける事になりました。問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

よろしくをお願いします。場所は地図の3ページをご覧ください。県道田沢大屋線の〇〇のバス停から〇〇に向かって約〇〇キロメートルの所に自動販売機があります。そこから西に〇〇メートル行った右側に申請地があります。申請地に隣接して譲受人のブドウ畑があります。譲渡人の〇〇さんは〇〇に住んでおり耕作ができず、譲受人で隣接のブドウ畑を所有している〇〇さんが、草刈などをしていました。〇〇さんは〇〇歳ですが、農業経験が豊富で、3,000㎡以上の経営面積を持っており、息子さんも定年を迎えるので農業に従事する予定との事です。申請地を譲り受け、隣接の土地と同様にブドウの栽培をする予定です。農業用機械もSSやトラクターなどを所有しております。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。議案書の3ページと4ページをご覧ください。

番号1は、〇〇です。地図の4ページ、5ページをご覧ください。場所は〇〇から〇〇へ行く県道の、南側の段上です。太陽光発電設備の案件です。譲受人は〇〇にお住まいの〇〇さんです。施設の管理は業者が行なうとの事です。申請地の西側は、以前に太陽光発電施設の転用許可が下りている土地です。土地は消極的2種農地です。ほかの土地も探したのですが、面積的にもここが適していて、代替性がないと言う事で、問題ないと判断しました。

続いて番号2の、〇〇です。地図の6ページ、7ページをご覧ください。国道18号線下に旧道があります。〇〇から〇〇集落に行く途中、〇〇手前を東部望月線方向に向かって下りていった場所にあります。6区画の宅地分譲案件です。譲受人は〇〇の〇〇という不動産会社です。平成〇〇年〇〇月に設立されましたが、分譲は初めてとの事です。第1種低層住居専用地域で、用途地域内の第3種農地なので、問題ないと判断しました。

続いて番号3は、〇〇です。地図の8ページ、9ページをご覧ください。農振除外案件です。場所は、浅間サンラインの〇〇の信号を、〇〇に上って行く途中の十字路を、〇〇方面に左折した、新興住宅地の中の農地です。住宅建設の申請です。譲渡人は〇〇名で〇〇や〇〇に住んでおり、相続した土地を管理できないという事です。譲受人は申請地の隣地に両親とお住まいですが、子供が生まれ手狭になったという事で、今回の申請になりました。1種農地ですが、集落接続という事で問題ないと判断しました。

次に番号4と番号5は関連しているので、一緒に説明します。両方とも譲受人は同じ〇〇さんです。地図の10ページ、11ページをご覧ください。場所は〇〇の信号から〇〇方面へ〇〇メートルほど西に行った細道を下りていった所に申請地があります。譲受人は〇〇と、隣地の住宅を購入しました。地図にある申請地の北側です。駐車場も必要という事で、番号4で申請が出ています。また、住宅に入る道が狭いという事で、通路敷地

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号3の案件について、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

説明します。地図の8ページ、9ページをご覧ください。場所は、県道大屋停車場田沢線の、元〇〇のバス停があります。そこから東へ〇〇メートルほど入り、十字路を南へ〇〇メートルほど下った所です。譲受人の〇〇さんは会社員で、現在親と同居していますが、子供が生まれて手狭になったので、隣の土地に新居を建築したいと思いました。候補地は6箇所ほど有りましたが、実家に近い事と面積が適当である事、近所付き合いが今までと変わらない事などの理由で、この申請地に決めました。譲渡人の〇〇名の方も、〇〇や〇〇にお住まいで、管理ができていない状況なので、今回申請地を譲り渡す事にしました。面積は〇〇平方メートルと広めですが、そこに住宅と駐車場とガーデニングも予定しているとの事です。隣接地の地権者には同意確認もしており、雨水の処理は地下浸透としています。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号4と番号5の案件については、関連性があるので、一緒に審議をしたいと思えます。小林健治委員、説明をお願いします。

小林委員

よろしくをお願いします。地図の10ページ、11ページをご覧ください。〇〇の信号から左に〇〇メートルほど行き、そこから更に〇〇メートルほど行った右側に申請地があります。譲受人の〇〇さんは譲渡人の〇〇さんから、申請地の隣地にある地番〇〇の宅地を、住宅ごと購入する事になりました。しかし駐車場がないため番号4の申請地を購入し、また敷地に入る通路が狭いので、通路を拡張するため、番号5の申請地を譲渡人の〇〇さんから購入する事にしました。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。駐車場の敷地、及び通路の案件です。番号4と番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4と番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件について、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

よろしくお願いします。地図の12ページ、13ページをご覧ください。場所は国道18号線の〇〇の信号を南へ〇〇メートルほど下った所に北国街道があります。そこを〇〇方面に〇〇メートルほど行くと〇〇の集落になります。その集落に入る所に、〇〇に架かる〇〇橋があります。その手前を南側へ〇〇メートルほど下った右側に申請地があります。〇〇に隣接していますが、区は〇〇になります。譲受人の〇〇さんと〇〇さんはご夫婦です。〇〇さんのお父さんである、譲渡人の〇〇さんの土地に、住宅を建設する事になりました。現在は〇〇さんのご両親と同居していますが、手狭になったため住宅を新築したいとの事です。周りは住宅になっているので、問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは5月の農用地利用集積計画について説明します。今月は新規と再設定を合わせて34件で、65, 768㎡です。田が42, 861㎡、畑が22, 907㎡です。9ページについては所有権の移転です。こちらは1件の1, 866㎡です。5月は全体で35件、56筆で、新規が18件、再設定が16件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

(小林勝元委員挙手)

小林委員どうぞ。

小林委員

農地を貸す人は、どのような理由で貸すのですか。

事務局 高齢になって耕作ができない方や、相続したけれど、まだ会社勤めをしていて農地管理ができないという様な理由が多いです。今後も増えると見込まれます。

小林委員 分かりました。

議長 ほかにございますか。

特にないようなので裁決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

以上を持ちまして議事を終了します。今までで何かご意見、ご質問ございましたら、出してください。

それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____